

平成30年4月1日から

児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 単位：円		
		満3歳以上		
A	生活保護世帯	第1子	第2子 ※1	第3子 ※1
	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 (上記以外の世帯)	2,800	0	0
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	3,000	0	0円 最も年長の 子どもから数 えて3番目以 降の場合に適 用 D1階層 77,100円 以下まで
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (上記以外の世帯)	10,100	5,050	
D2	77,101円以上～ 211,200円以下	18,000	9,000	0円 小学校6年生ま での子どもから 数えて3番目以 降の場合に適用
D3	211,201円以上	23,000	11,500	

<備考>

- 保育料の階層は、支給認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限ります）の市町村民税所得割額の合計で決まります。
- 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度（平成29年度）、9月から3月までは当該年度（平成30年度）の税額で算定します。税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- 保育料とは別に、通園バス代、施設整備費、給食代等、各施設で設定する費用があります。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額77,100円を基準に数え方が異なります。

【77,100円以下の世帯】

世帯の最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【77,101円以上の世帯】

第2子 世帯の小学校3年生までの子どもから数えて2番目になる子ども

（就学前のお子さんの場合は次の施設等を利用する子どもに限ります）

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、

情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

第3子 世帯の小学校6年生までの子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

・ひとり親世帯

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯

・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯